

[事案 2025-15] 新契約取消請求

・令和8年2月27日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年6月に契約した組立型保険について、募集時に、本契約についての説明が十分になされず、掛け捨ての保険ではないと誤信して契約したものであるため、契約を取り消して既払込保険料と前納保険料残金等との差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保障設計書には、解約返還金がないことが記載されており、注意喚起情報にも、本契約に解約返還金がないことが明記されている。募集人は、募集時にこれらの内容を説明したものと推認される。
- (2)意向確認書において、「将来に備えて準備」の項目は選択されておらず、保障型の商品が選択されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は既に亡くなっていたため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。